

市税に係る減免措置調査票

		所属名	此花区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	児童遊園の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 4 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 地域コミュニティの中核的組織として、住民間の良好な協力関係を築きながら、地域課題の解決、防犯・防災活動に自主的に取り組み、快適で住みよい地域づくりに資する。 (2) 支援の必要性(理由) 当該施設の所有者である地域団体は収益事業を行わない非営利型法人であり、運営費は会員からの会費により活動を行っている。 当該施設は政策目的である快適で住みよい地域づくり事業を実施するにあたり必要不可欠であるが、大阪市からの事業補助はあるものの、どの地域団体も総合すると、総括的な予算としては非常に厳しい状況の下、地域活動を行っているため。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<u>有</u> ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		当該施設の所有者である地域団体は収益事業を行わない非営利型法人であり、運営費は会員からの会費により活動を行っている。 当該施設は政策目的である快適で住みよい地域づくり事業を実施するにあたり必要不可欠であるが、大阪市からの事業補助はあるものの、どの地域団体も総合すると、総括的な予算としては非常に厳しい状況の下、地域活動を行っている。 本来の地方自治体の役割でもある地域コミュニティの形成に寄与する当該団体の運営において、大阪市としても、多角的な支援が必要と考えるため。	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	西区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	児童遊園の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 4 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 児童遊園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする (2) 支援の必要性(理由) 九条中三児童遊園における遊具等の償却資産を保有する九条中三児童遊園運営委員会は、専ら九条中三児童遊園の運営業務を通じて地域福祉の増進に資する目的から地域住民により構成された団体であり、その活動内容は公共目的に限られ、その資産も専ら公共用に供されるものであるため、特定の収入源がなく、財政基盤が脆弱である。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		九条中三児童遊園運営委員会は、専ら九条中三児童遊園の運営業務を通じて地域福祉の増進に資する目的から地域住民により構成された団体であり、その活動内容は公共目的に限られ、その資産も専ら公共用に供されるものであるため、特定の収入源がなく財政基盤が脆弱である。そのため、保有財産にかかる固定資産税の支払いに必要な財源を確保することができない。	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	大正区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	児童遊園の用に供する固定資産	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 4 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 児童に適切な遊び場を与える。 (2) 支援の必要性(理由) 当該施設の所有者については、地域の子ども達が遊べる児童遊園用地として無償で地域団体に土地を提供しており、この土地を管理している地域団体についても、遊具や施設の維持管理をボランティア活動により行っている。 また、当該施設は政策目的である児童に適切な遊び場を与えるために必要不可欠であるが、施設の維持管理を行うため大阪市から一部の事業補助はあるものの、総括的な予算としては非常に厳しい状況の下、活動を行っているため。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		大阪市により設置及び維持管理している都市公園法による街区公園の補完的施設である児童遊園として無償で土地を提供している当該団体に対して、大阪市としても、多角的な支援が必要と考えるため。	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	西淀川区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	児童遊園の用に供する固定資産	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 4 号 規則	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 地域社会の福祉の増進 (2) 支援の必要性(理由) 公益のために私有財産を無償で提供(貸出)している所有者に対して、行政として何らかの財政支援を行うことは妥当であると考えている。	
③ ②で財政支援の必要性があったとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		上記②(2)により土地・建物の所有者に何らかの財政支援を行うにあたっては、当該物件にかかる固定資産税の減免措置が最も効果的かつ効率的である。 ※他の方法(助成金・補助金など)では、所有者個人への給付としての性格が強くなるため、好ましくない	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	淀川区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	児童遊園の用に供する固定資産	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 4 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 児童遊園は、都市公園の補完施設として、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする施設です。 (2) 支援の必要性(理由) 都市公園の補完施設として、地域にて、児童遊園運営委員会を設立し、児童遊園を管理運営しています。上記、政策目的からみても、利用者から使用料や入場料を徴収すべきではなく、遊具等の適切な管理や安全な運営の為には、整備補助金や運営助成金などの財政支援が必要不可欠です。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		②にて述べたように、児童遊園の運営に収益性はないため固定資産税を払う資金が無く、児童遊園運営委員会が設置した遊具等にかかる固定資産税(償却資産)の減免は必要です。 また、児童遊園の設置されている土地の多くは公有地で、固定資産税は非課税となっていますが、私有地を、この目的の為に、無償にて土地所有者から提供を受け設置している児童遊園もあります。無償で公共の用に提供している土地所有者に対して固定資産税を課税することは、一の財産に対して二重の負担を求めることになり、土地所有者の理解を得ることが難しいと考えられます。 住居の近くに安心して児童を遊ばせることの出来る場所を提供することは行政の責務であるにもかかわらず、児童遊園に課税することは政策目的の達成を著しく阻害することから、土地所有者に対しての固定資産税(土地)の減免も必要です。	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	東淀川区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	児童遊園の用に供する固定資産	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 4 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 地域で設置・管理運営する児童遊園を支援することで、都市公園法に基づく児童公園の不足を補完し、児童に健全な遊び場を提供する。 (2) 支援の必要性(理由) 児童遊園は、都市公園法に基づく児童公園の補完のために本市が地域において設置してもらうようこれまで施策として推進してきたものであり、地域のこども達の遊び場として公益的・公共的な役割を担っている。 また、児童遊園の土地の権原は様々であり、当区の場合、民間の土地と市の土地(道路予定地を含む)と両方あるが、民間の土地については固定資産税の免除を条件に、区長あてに無償で貸付をしてもらうことで用地の確保を行っている。 また、児童遊園の遊具等の安全を確保するための維持管理については、地元の運営委員会が行っている。 本来は行政が設置してしかるべきこのような施設の性質に鑑み、税については従来から免除しているものであり、将来にわたって児童に健全な遊び場を提供するために、引き続き財政支援が必要である。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		本来は行政が設置してしかるべき施設であるとも考えられ、徴税目的に合致しない課税対象と考える。また税の免除をやめる場合、外見上も同じ施設であるにも関わらず、設置時の経過の違いのみで、税を負担しなければならない地域の任意設置の児童遊園と、しなくてもよい公設置の児童遊園とができることになり、地域間で不公平が生じることとなる。 児童遊園については、助成・補助の制度はあるものの、本来必要なコストに対して小額であり、地元負担をいただいている状況である。この上さらに税の負担を求めるとすれば、本来行うべき維持管理の経費が不足し、活動が低下などするため本市の政策目標を達成できない。 税の免除という形での支援をやめる場合は、少なくとも当該の税を支払える額以上の給付が必要である。しかしながら、給付に係る本市の事務的なコストを考えれば、税の免除によるほうが合理的であると考えられる。	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	住吉区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	児童遊園の用に供する固定資産	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 4 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 助け合い、支えあい、つながりあう、強くてあたたかい地域社会に向け、安全に安心して、楽しく生活ができ、住んでよかった、暮してよかったと区民が実感できる住吉区をつくるという区の目標を達成するため。また、都市公園を補完する施設として必要なため。 (2) 支援の必要性(理由) 地域コミュニティの復興に向け、地域住民同士の交流を促進するにあたり、必要な資産であるため。また、震災時における一時避難所の補完的施設としての役割を果たすことが可能であるため。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<u>有</u> ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		営利目的の資産ではなく、地域住民同士の交流を促進するためなど、公共性のある資産であるため。	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	東住吉区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・法人市民税 ・固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	児童遊園の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 4 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 児童遊園を設置することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と道路上での事故防止に資することを目的とする。 (2) 支援の必要性(理由) 運営委員会は地元で自主的に組織される営利を目的としない団体であり、児童遊園地を運営委員会により適切に運営管理することによって、地域の児童に適切な遊び場を提供かつ地域のコミュニティの場として重要な役割を果たすオープンスペースとなり、地域住民への多大な公益性となるため。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		地域の児童に適切な遊び場を提供かつ地域のコミュニティの場であり、区内地域コミュニティ事業に極めて密接に関連しているので、区の事業を補完・推進するなど公共的な活動を行っていると言えるため。	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	平野区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税・ 固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	児童遊園の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 規則 第 4 条 の 3 第 4 号	
② 財政支援の必要性	(1) 政策目的 児童に健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにすること（児童福祉法第40条） (2) 支援の必要性(理由) 都市公園法上の公園だけでは、上記政策目的の達成に十分とはいえず、公有財産以外の固定資産による児童の遊び場の確保が不可欠なため。		
③ ②で財政支援の必要性があったとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有 ・ 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	当該固定資産に対し、他の利用目的に供した場合と同様の課税がされれば、上記政策目的について固定資産所有者の協力を得にくくなるため。		